

子育て支援住宅認定制度のご案内

住宅の価値を“子育て認定”取得で高めませんか？



AUTHORIZED BY
©ミキハウス子育て総研

『子育てにやさしい住まいと環境』 ～戸建て用<68項目>に沿った支援住宅の認定制度

ミキハウス子育て総研による『子育てにやさしい住まいと環境』認定制度は、住宅・マーケティングの専門家と先輩ママたちのなまの声をもとに、体系化して認定基準を定めたもので、認定士が「住まい」と「周辺環境」について、厳正に評価いたします。認定された住宅は、価値が大いに向上しますので、クオリティを求めるお客様への訴求力向上にお役立てください。

※認定はミキハウス子育て総研と業務提携した静岡県建築住宅まちづくりセンターが行います。



子育て支援住宅認定に必要な2ステップ

1 〈事業者登録〉

住宅認定のためには“事業者登録”が必要です。

事業者登録には
A) 研修受講
B) 認定適合住宅の供給力確認
が必要になります。

受付は、静岡県建築住宅まちづくりセンターが行います。

事業者登録をすると事業者登録証が授与されます。



事業者登録は3年単位の更新制で手数料初年度20万円(税別)2、3年度各10万円(税別)となります。

2 〈住宅認定〉 戸建て住宅が対象です

ミキハウス子育て総研による「子育てにやさしい住まいと環境」戸建て用認定基準をもとに、全68項目中52点以上獲得で認定適合判定とします。

認定住宅には認定証が授与されます。



認定基準カテゴリー

- A. 子育てする上で安心・安全である。
- B. ママにとってストレスをためない空間になっている。
- C. 子どもの健康に良い空間づくりがなされている。
- D. 親子が触れ合いながら過ごす空間づくりがなされている。
- E. 子どもの情操教育のための工夫がなされている。
- F. 子どもの成長に応じて暮らしを変化させられる。

住宅認定の手数料は、戸あたり3万円(税別)となります。

※共同住宅(マンション等)の認定についてはご相談下さい。

事業者登録・住宅認定に関するお問い合わせは